

那覇市公報

第1850号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則（法制契約課）…… 1252

◇告 示◇

- 那覇市市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金集金代行事務の私人への委託について（管財課）…… 1255
- 那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金収納指定納付受託者の指定について（文化振興課）…… 1256
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…… 1257

◇公 告◇

- 「令和5年度那覇市消防庁舎排水管洗浄業務契約」に係る制限付一般競争入札について（消防局総務課）…… 1258

◇選挙管理委員会告示◇

- 直接請求権に要する選挙権を有する者の数について…… 1260

規 則

那 覇 市 規 則 第 38 号
令 和 5 年 11 月 22 日
公 布 済

那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員厚生会条例施行規則(1966 年那覇市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会員) 第4条 厚生会を組織する会員の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(2) 〔略〕 2 <u>前項に定めるもののほか、次に掲げる者を会員とみなす。</u> (1) <u>厚生会の職員</u> (2)～(3) 〔略〕 (資格の取得) 第5条 会員の資格は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日に取得する。 (1) <u>前条第1項に定める者 市職員</u>となった日 (2) <u>前条第2項第1号に定める者 厚生会職員</u>となった日 (3) <u>前条第2項第2号に定める者 派遣法第10条第1項の規定により本市を退職する前において前条第1項に定める市職員として会員の資格を取得した日</u> (4) <u>前条第2項第3号に定める者 市立病院の役員及び職員</u>となった日 (資格の喪失) 第6条 会員が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、その翌日から会員の資格を喪失する。	(会員) 第4条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員</u> (4) <u>那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項の暫定再任用短時間勤務職員</u> 2 <u>前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を会員とみなす。</u> (1)～(2) 〔略〕 (資格の取得) 第5条 〔略〕 (1) <u>前条第1項各号に掲げる者 職員</u>となった日 (2) <u>前条第2項第1号に掲げる者 派遣法第10条第1項の規定により本市を退職する前において前条第1項に掲げる職員として会員の資格を取得した日</u> (3) <u>前条第2項第2号に掲げる者 市立病院の役員及び職員</u>となった日 (資格の喪失) 第6条 会員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その翌日から会員の資格を喪失する。

(1) [略] (2) 退職したとき（派遣法第10条第1項の規定により、特定法人の業務に従事するため本市を退職したとき又は<u>市職員</u>として採用されるため特定法人を退職したときを除く。）。 （役員） 第10条 厚生会に次の役員を<u>置く</u>。 (1)～(5) [略] (6) <u>監査</u> 2人 （役員の任務） 第13条 [略] 2 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、<u>その職務を代理する</u>。 3～6 [略] （事務局） 第14条 厚生会に事務局を置き、<u>事務局長及び次長1人並びに係長、主査及び職員若干人を置く</u>。 2 [略]	(1) [略] (2) 退職したとき（派遣法第10条第1項の規定により、特定法人の業務に従事するため本市を退職したとき又は<u>本市職員</u>として採用されるため特定法人を退職したときを除く。）。 （役員） 第10条 厚生会に次の役員を置き、<u>その定数は、当該各号に定める数とする</u>。 (1)～(5) [略] (6) <u>監事</u> 2人 （役員の任務） 第13条 [略] 2 副会長は、会長に事故あるとき、会長が欠けたとき、<u>又は厚生会と本市との間においてする契約その他の法律行為を行うときは、会長の職務を代理する</u>。 3～6 [略] （事務局） 第14条 厚生会に事務局を置き、<u>事務局長、次長及び職員若干人を置く</u>。 2 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 374 号

令和 5 年 11 月 24 日

掲 示 済

那覇市市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金集金代行事務の私人への委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定により収納の事務を委託したので、同条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 件名 那覇市市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金集金代行業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 令和 5 年 11 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日

那覇市告示第 376 号
令和 5 年 11 月 28 日
掲 示 済

那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金収納指定納付受託者の指定について

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
有限会社キャンパス
沖縄県沖縄市久保田 1－7－22
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 5 年 11 月 28 日
- 3 指定納付受託者により代理納付が行える期間
令和 5 年 11 月 28 日から令和 6 年 3 月 29 日

【問い合わせ先】

市民文化部文化振興課

〒900-0015 那覇市久茂地 3 丁目 26 番地 27 号

TEL 098-861-7810 FAX 098-861-7870

那覇市告示第 413 号

令和 5 年 12 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 11 月 28 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	渡邊 弘樹	内科	ゆずりは訪問診療所
2	岡田 祥一	外科、心臓血管外科	大浜第一病院
3	國吉 宣男	整形外科	めおとばしクリニック

公 告

那覇市公告第 603 号

令和 5 年 12 月 15 日

「令和 5 年度那覇市消防庁舎排水管洗浄業務契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- （1）件 名 那覇市消防庁舎排水管洗浄契約
- （2）履行場所 那覇市消防局庁舎、他 7 署所（別紙仕様書のとおり）
- （3）履行内容 別紙仕様書のとおり
- （4）履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日

2 入札参加資格条件

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- （3）営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- （4）入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業（排水管洗浄業務）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- （5）市町村税等を滞納していないこと。
- （6）那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- （7）沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）を令和 5 年 12 月 22 日（金）までに提出して下さい。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は 3 ヶ月以内に取得したものを提出して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 令和 5 年 12 月 15 日（金）から令和 5 年 12 月 26 日（火）
※土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）
- (2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。
※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 12 月 21 日（木）午後 2 時から
(2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 1 会議室（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）

6 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 12 月 27 日（水）午後 2 時から
(2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 1 会議室（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）

7 入札時提出書類

- (1) 入札書（市指定様式）
(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第 8 条各号のいずれかに該当するときは免除する。
(2) 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

11 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

12 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 西原 TEL867-0119 FAX869-1190

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第3号

令和5年12月1日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 日高 清義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 129人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42, 735人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

85, 469人